

避難行動要支援者支援事業 について

町内会説明資料

■避難行動要支援者支援事業とは

久慈市では、災害が発生した際に、家族等の援助が困難で避難に何らかの助けを必要とする方たち（避難行動要支援者。以下「要支援者」という。）の名簿への登録を進めています。

名簿は市の関係部署のほか、地域の民生児童委員、消防・警察、消防団、社会福祉協議会、地域支援者（隣近所で支援していただける方）、要支援者の名簿の共有に関する協定を締結した町内会等に提供し、地域での見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組みづくりを図っています。



■名簿登録の対象

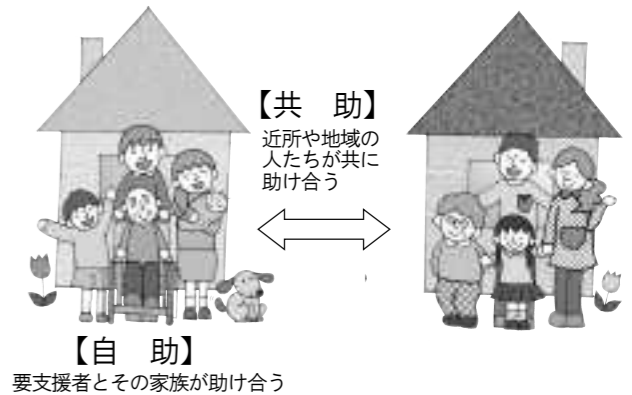
<p>一人暮らし高齢者の方 高齢者のみの世帯</p>	<p>在宅で概ね要介護度3以上の方（自力での避難が難しい方）</p> <p>介護度3以下でも認知症状等により避難所の環境に対応できない方も含まれます。</p>	<p>在宅の障がい者（児）のうち支援が必要な方</p> <p>身体障害・精神障害・知的障害・内部障害などの障害がある方を含まれます。</p>	<p>その他、援助を必要とする方（乳幼児、妊産婦、難病患者等）</p> <p>生活習慣等の違いや体調の変化により避難所での生活が難しい方を含まれます。</p>
--------------------------------	---	--	---

■久慈市の状況

民生児童委員の「災害時一人も見逃さない運動」が全国的に広がり、平成19年からは災害時要援護者支援体制事業として久慈市でも取り組み始めました。

町内会等との名簿共有に関する協定について

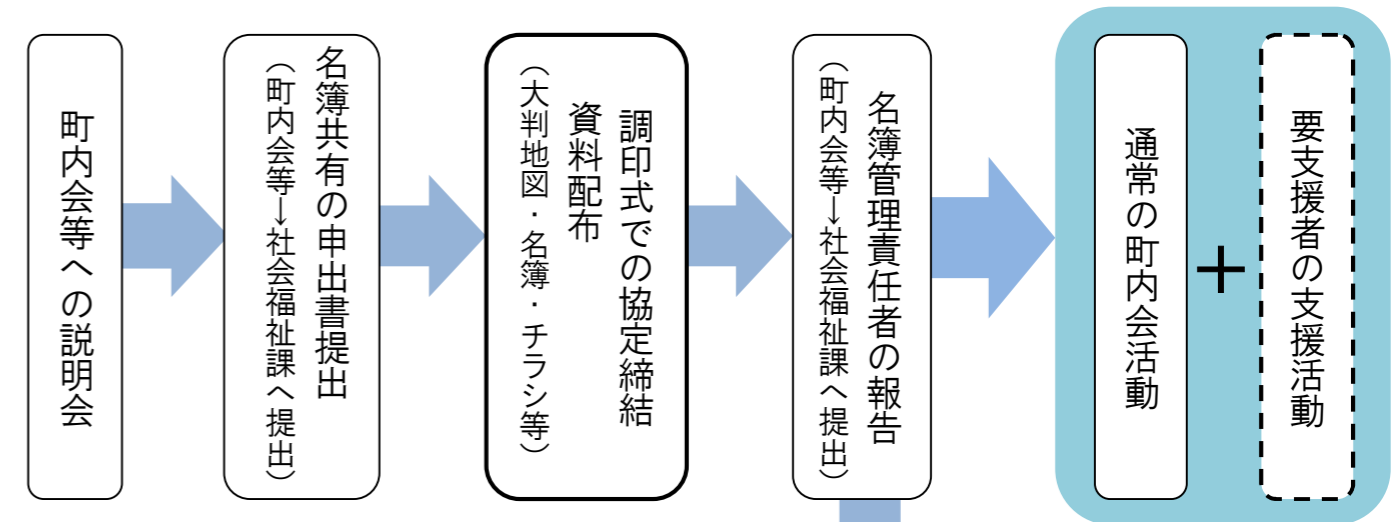
近年の風水害・地震災害等において、亡くなった方の半数以上が65歳以上の高齢者です。要支援者に対する対策は、災害による人的被害を少しでも減らすための重要な課題になっています。大災害発生直後には、行政機能等が麻痺することが考えられるため、要支援者の支援には地域住民の協力が必要不可欠であると考えています。



過去の災害の例を挙げても（※1. 2）要支援者へ地域の支援が重要な役割を担っており、市と町内会等が要支援者の名簿の共有し、災害時にも活用できるよう協定締結の推進をお願いします。

- ※1 阪神・淡路大震災では、亡くなった方の多くが家屋や家具の倒壊で逃げ遅れたものでした。また、建物の倒壊に巻き込まれた方のうち、約8割の方が地域住民の手によって救出され助かったとの報告があります。
- ※2 東日本大震災では、亡くなった方の約6割が高齢者で、自力で避難が困難な方が逃げ遅れて津波等の被害に遭ったという状況が見られました。

■協定締結までの流れ



■締結後の町内会活動の第一歩として

名簿の情報を管理するルールを作りましょう。

- 名簿の情報を共有するメンバー（範囲）や保管場所を決めましょう。
- 不特定多数の方が閲覧できよう場所への掲示はやめましょう。
- 要支援者や支援者の異動は随時更新し、市役所にも報告をお願いします。

平常時の要支援者支援活動例

災害時に要支援者の避難支援を迅速に行うためにも、日ごろから要支援者情報を活用した見守り活動や支援活動が必要です。町内会で話し合う機会を設け、それぞれの地域に合わせた支援活動を始めましょう。

災害時の支援活動方法を話し合ひましょう。

- 要支援者一人ひとりの支援方法を確認し、「個別避難計画」を作成しましょう。
- 安否確認や避難状況を伝達する体制（役割分担）を作りましょう。

簡単にすぐできる支援から始めてみよう！

〇〇さんは、移動の時に車いすが必要ですね。

洪水になるとこの道は通れなくなります。

耳が遠くて防災情報が聞こえません。

平常時の支え合い活動を始めましょう。

- 声かけや見守り活動で地域の要支援者の生活を支援しましょう。
- 支え合い活動で気づいたことを共有する仕組みを作りましょう。
- ふれあいサロンや支え合いマップを活用しましょう。

未登録者の登録を進めましょう。

- 未登録で支援が必要な人を拾い上げましょう。
- 名簿の未登録者がいる場合は、町内会で担当を決めて登録を呼びかけましょう。
- 支援者が確保できない要支援者がいる場合は、適任者探しに協力しましょう。

お願いできますか？

よろしくお願ひします。

困った時はお互い様。気軽に声をかけられる関係づくりが大切です。

みんなが協力して取り組みましょう。

- 登録を断られた場合はそれ以外の支え合い活動で支援活動を考えましょう。
- 町内会全体の活動であり、支援者に義務や責任が伴わないことを確認して進めましょう。
- 支援者が複数人の支援者になっている人がいる場合、また1人以下の場合も見直しましょう。

災害時の要支援者支援活動例

災害時には、混乱した中で日ごろの避難訓練や情報共有していることが活かされます。要支援者本人が自主避難への心構えを高く持ち、町内会等や地域の支援者の協力によって早期に避難する体制を整えましょう。また、正確な情報を正確に伝え、集める仕組みづくりを検討しましょう。

災害発生！

早めに自主避難をしましょう

自助

まず自分の安全を確保しましょう。

防災情報・避難情報を収集

災害時は地域からの情報が必要です。名簿を活用して情報収集しましょう。

避難できない人を支援しましょう。

互助

要支援者・支援者は自主的に避難しましょう。避難したことを支援者や民生委員に伝えましょう。

避難していない人はいませんか？

〇〇さんは息子のところに避難しました。

民生委員や町内会等は情報を収集しましょう。収集した情報は市役所に連絡しましょう。

公助

災害情報が収集できない要支援者

一人での移動が難しい要支援者

避難していない人がいたら消防や警察に連絡しましょう。公助による救助を行います。

問い合わせ先 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号
 久慈市役所 生活福祉部 社会福祉課 社会長寿係
 TEL 0194-52-2119 / FAX 0194-52-2364